

防 災 管 理 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 長寿会（以下「法人」という。）が運営する施設等の防災についての管理の徹底を期し、 もって災害の発生を防止するとともに、災害による物的、人的被災を軽減することを目的とする。

(諸規程との関係)

第 2 条 前条の目的を達成するため、防災管理について必要な事項は、別に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(防災管理の総括)

第 3 条 理事長は、法人における防災管理の全般を総括する。

(防災対策本部)

- 第 4 条 防災管理に関する審議機関として、防災対策本部（以下「本部」という。また、災害発生時においては、「災害対策本部」をいう。）を設置する。
- 2 本部は、理事長を本部長とし、審議委員は法人事務局長及び各施設長をもつて組織する。
 - 3 本部は、次の各号について審議する。
 - (1) 防災設備の設置及び充実、改善に関する事項
 - (2) 防災管理に関する指示、対策に関する事項
 - (3) 災害等の警報発令時の対応や伝達事項
 - (4) 災害発生時の情報収集及び対応に関する事項
 - (5) その他、防災に関する事項
 - 4 本部に関する事務は、法人事務局が行う。

(防災自主対策)

第 5 条 各施設拠点において防災組織を設置し、各施設長の指導・管理のもと、防災における自主対策を講じるものとする。また、災害が発生した場合も同様とする。

(防災の対応)

第 6 条 防災の対応については、本部の指示の他、防災マニュアルに沿って実施する。また、災害が発生した場合も同様とする。

(点検検査の記録)

第 7 条 万が一の事態に備え、防災設備の適正な機能を維持するため、消防用設備等及び電気設備等について各施設の担当者が自主点検を行い、施設長へ報告する。

2 消防用設備等の点検結果報告については、年 2 回消防署へ報告しなければならない。

(改善措置等)

第 8 条 各施設長は、各点検結果報告に基づき改善補修を要する事項を発見した場合、改善措置を行うものとする。

(防災教育及び訓練の実施)

第 9 条 各施設拠点において、職員及び施設入居者等の人命の安全確保を図るため、必要な知識及び技術向上を目的とした防災教育及び訓練を計画的に実施する。

2 防災教育及び訓練について、次の各号により年 1 回以上実施する。

(1) 災害に関する事項

(2) 人命の安全確保に関する事項

(3) その他、防災教育及び訓練に関する事項

(情報収集)

第 10 条 災害発生時、職員は災害に関する情報について、迅速に情報を収集し、人命、土地、建物、設備等の被害状況を調査し、災害に対しとった措置を施設長へ報告する。

2 各施設長は、収集した情報を本部へ報告する。

(避難)

第 11 条 各施設長は、災害発生時、職員及び施設入居者等の生命、身体に重大な危険が及ぶと予想される場合は、全員または一部の者を避難させる。

2 各施設長は、避難状況について本部へ報告する。

(安否確認)

第 12 条 災害が発生した場合は、職員及び施設入居者等の安否を確認し、施設長へ報告する。

2 各施設長は、報告を受けた安否確認状況を本部へ報告する。

(応急措置)

第 13 条 災害の発生により負傷者がいる場合は、救護に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずる場合は、二次災害の防止に注意を払い実施する。

(手当等の支給)

第 14 条 防災並びに災害の発生した場合、本部からの命令により出勤した職員に対し、この規程に関連する業務に従事した時間に応じ、給与規程に定める時間外勤務手当を支給する。

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この消防計画は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の施行により「非常災害時の出勤及び服務に関する規程（内規）」を令和 3 年 3 月 31 日で廃止する。